

小野市統合型・公開型 GIS 構築
及び都市計画基本図修正業務委託
仕様書

令和 6 年 4 月

小野市

1. 業務名

小野市統合型・公開型 GIS 構築及び都市計画基本図修正業務

2. 適用範囲

本仕様書は、小野市（以下「発注者」という。）が実施する「小野市統合型・公開型 GIS 構築及び都市計画基本図修正業務」に必要な事項を定めるものとし、受注者は、当該仕様書に基づき業務を行うものとする。

3. 業務目的

本業務は、小野市で整備されている地理情報システム（以下、「GIS」という。）データ及び地図に関するアナログデータを、「統合型 GIS」を構築することで、一元的に管理・活用できる環境を整え、業務の効率化・高度化を促進させることを目的とする。また、最新の都市計画基本図へ修正を行い、市民や事業者等が来庁せずとも必要な地理情報を確認できる「公開型 GIS」を構築することで、対面による業務の削減と住民サービスの向上を実現させるものとし、庁内利用の「統合型 GIS」と「公開型 GIS」を有機的に連携したシステムの全体最適化を図るものである。

4. 履行期間

(1) システム構築業務：契約締結の日から令和 7 年 2 月 28 日まで

(2) システム構築後の運用業務：令和 7 年 3 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

※システム構築後の保守運用期間については令和 12 年 3 月 31 日までを想定している。

5. デジタル田都市国家構想交付金

本業務は、デジタル田園都市国家構想交付金のデジタル実装タイプ・優良モデル導入支援型【TYPE1】に本市が採択された事業として実施するもので、デジタルを活用して地域の課題解決等を図るサービス・システムの共通化・標準化を推進する観点から、デジタル庁のモデル仕様書に準拠したサービス実装を行うものとする。

6. 準拠する関係法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるほか、次の関係法令等に準拠して実施するものとする。

(1) 測量法（昭和 24 年 6 月法律第 188 号）

(2) 測量法第 34 条の規程に基づき定められた作業規程の準則

(3) 測量法施行令（昭和 24 年 8 月政令第 322 号）

(4) 測量法施行規則（昭和 24 年 9 月建設省令第 16 号）

(5) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

(6) 都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）

(7) 都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省 49 号）

- (8) 公共測量成果改定マニュアル
- (9) 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年 5 月法律第 63 号）
- (10) 地理空間情報活用推進基本計画（令和 4 年閣議決定）
- (11) 地理情報標準プロファイル(JPGIS)2014（平成 26 年 4 月）
- (12) 地理空間データ製品仕様書作成マニュアル(JPGIS)2014 版（平成 26 年 4 月）
- (13) 日本版メタデータプロファイル仕様書（JMP2.0 仕様書）
- (14) 製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン
- (15) 品質の要求、評価及び報告のための規則
- (16) 都市計画 GIS 標準化ガイドライン（案）
- (17) 国土基本図図式規程（小野市基本図図式含む）
- (18) 農業振興地域制度に関する参考様式集（令和 5 年 4 月農林水産省農村振興局農村政策部）
- (19) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (20) 個人情報保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）
- (21) 個人情報保護に関する法律施行規則（平成 28 年 個人情報保護委員会規則第 3 号）
- (22) 小野市契約規則（昭和 44 年 5 月 規則第 14 号）
- (23) 小野市公共測量作業規程（国国地発 855 号）
- (24) その他、関係法令、規則、通達、基準等

7. 実施体制

受注者は、本業務を実施するにあたり、本業務に精通した管理技術者等に対し、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要するものについては、相当の経験を有する技術者を選任しなければならない。

8. 公的資格

受注者は、適切かつ厳格な情報管理及び品質管理を行う為、関係法令、規則等を正しく遵守するほか、以下に示す資格を取得していなければならない。

- (1) ISO9001 品質マネジメントシステム
本業務においては、各種調査内容および専門性の高いデータ作成が伴うとともに本成果品は業務終了後に多面的な利活用を行うことを前提とした品質確保が必要なものであり、適正な組織マネジメントを要するため。
- (2) ISO14001 環境マネジメントシステム
本業務においては、受注者が行う作業等において環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的とし、環境への配慮を適正に講ずる体制の整備を要するため。
- (3) ISO/IEC27001 情報セキュリティマネジメントシステム
本業務においては、個人情報のみならず多岐にわたる原資料の取り扱いや作業プロセスがあり、様々なセキュリティレベルを設定の上、運用しうる組織マネジメントを要するため。
- (4) JISQ15001（個人情報保護マネジメントシステム）
本業務においては、土地や建物等の個人情報に該当する可能性がある情報の取り

扱いや現地調査などを伴うものであり、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制の整備を要するため。

9. 提出書類

受注者は、本事業の着手にあたり、以下の書類を発注者に提出し承認を得るものとする。

- (1) 実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 工程表
- (4) 管理技術者届出書（資格証、業務経歴書）
- (5) その他発注者の指示する書類

10. 貸与資料

貸与資料は、受注者において個人情報や守秘情報の取り扱い等その重要性を認識し、資料の破損、紛失、盗難等の事故のないよう厳重に管理及び取り扱いを行うものとし、本業務完了後は速やかに返却するものとする。なお、貸与資料は別紙1「搭載データ一覧」の提供形式のとおりとする。

11. 測量法に基づく手続き

受注者は、本業務の実施に当たっては、測量法に基づく、公共測量実施計画書の作成、測量成果の使用承認申請、公共測量成果の提出、公共測量実施・終了の公示等、関係官公署への手続きに必要な準備を速やかに実施するものとする。

また、国土地理院より技術的助言及び情報提供等があった場合には、受注者は発注者へ報告するとともに、発注者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。

12. 完了検査

本業務の工程毎及び完了後、発注者の検査を受けるものとし発注者から仕様書の定めに適合しないものとして補正の指示があった場合は、受注者の負担において速やかに補正を行うものとする。

13. 成果品の帰属

本業務による成果品の著作権・所有権は、受注者及び第三者が保有する著作権・所有権を除き、全て発注者に帰属するものとなる。

14. 成果品の品質等

受注者は、本事業完了後といえども、納入成果品が仕様書に定める仕様、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、成果品の納入後1年間、受注者の負担において、納入成果品の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をする責を負うものとする。

1 5. 損害賠償

受注者は、本業務履行中に生じた事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、発生原因、経過、被害等の内容を速やかに発注者に報告するものとする。

1 6. 再委託の禁止

受注者は、本業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。

1 7. 疑義

本仕様書の記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

1 8. 業務概要

本業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 共通項目
- (2) 各種データ整備業務
 - 1) 都市計画基本図等修正 (全域 93.84 km²)
 - 2) 防犯灯 GIS データ整備
 - 3) 農業振興地域及び農用地区域情報のデータ整備
 - 4) その他データ整備
- (3) 統合型 GIS の構築
システム導入形態：LGWAN-ASP 方式
- (4) 統合型 GIS の運用・保守
- (5) 公開用 GIS の構築
システム導入形態：インターネット ASP 方式
- (6) 公開型 GIS の運用・保守

1 9. 共通項目

- (1) 計画準備
本業務の目的、主旨をよく把握し、業務を円滑に進めるために作業手法、工程計画及び作業体制等を記載した作業実施計画書を立案し、発注者の承認を受けるものとする。
- (2) 資料収集整理
 - 1) 本業務の実施にあたり、発注者が貸与する資料の収集・整理を行うものとする。
 - 2) 貸与資料以外で、受注者が業務上必要とする資料がある場合は、発注者と受注者の協議により追加貸与は可能とする。

(3) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、業務着手時、中間時（4回）、成果品納入時の計6回を基本とし、発注者が必要と判断した場合は、随時打ち合わせの場を設けるものとする。

(4) 報告書の作成

本業務で実施した内容を取りまとめ、業務報告書として整理し、成果品として提出するものとする。

(5) データセンターの要件

本業務で利用するデータセンターは、「データセンター要件確認書（様式7）」の要件を全て満たし、セキュリティ対策及び安全性が十分に確保されていること。

20. 各種データ整備業務

(1) 都市計画基本図等修正

本業務は、市全域範囲（93.84 km²）について、令和5年度に作成した航空写真画像データファイル及び同時調整計算成果等の成果を基に、経年変化箇所を修正した数値地形図データファイルを整備するものとする。なお、修正測量の位置精度は次のとおりとする。

地図情報 レベル	標準偏差		
	水平位置	標高点	等高線
2500	2.5m以内	1.0m以内	1.0m以内

1) 数値地形図修正（レベル2500）

①予察

予察作業は、作業規程の準則に基づき、旧数値地形図データの点検、修正箇所の抽出を行うものとする。

- (ア) 旧数値地形図データのファイル構造の良否及びデータの良否についての点検
- (イ) 新設又は移転処理等を実施した基準点の調査
- (ウ) 各種資料図等の利用可否の判定
- (エ) 修正素図と空中写真等の資料との照合
- (オ) 地名、境界等の変更の調査及び資料収集
- (カ) 実施順序及び作業方法

②現地調査

数値地形図データの修正に必要な各種表現事項、名称等について地図情報レベル2500を考慮して現地において調査確認するものとする。また、必要に応じて、補備測量を実施するものとする。

③修正数値図化

デジタルステレオ図化機に構築されたステレオモデルを用いて、経年変化箇所

の地物・地形に関わる地図情報を修正するものとする。また、作業実施に当たっては以下の点に留意するものとする。

- (ア) 取得する地物・地形の図式表現は、原則として地図情報レベル 2500 一般図式によるものとする。また、取得するデータには、公共測量作業規程の準則で定められている数値地形図データ取得分類基準表に従って分類コードを付すものとする。公共測量標準図式にない新規取得分類コードを採用した場合は、本業務で定めた内容に従い、分類コードを付すものとする。
- (イ) データの取得は、必要に応じて修正箇所周辺も行い、整合性の確認を行うものとする。

④修正数値編集

経年変化箇所について数値図化した結果を既存の数値地形図データに合成し、整合を図る作業を行うものとする。作業にあたっては以下の点に留意するものとする。

- (ア) 図形編集装置を用いて、該当箇所の地物・地形の追加、削除、修正等の処理を行い、該当箇所周辺のデータと接合をとるものとする。
- (イ) 編集済の数値地形図データの点検は、出力図等による目視及び点検プログラムによる自動処理にて行い、漏れ、過剰、誤り、連続性、整合性、論理的矛盾等の必要な項目について行うものとする。
- (ウ) データ点検の結果、現地補測が必要となった場合は確認及び補備すべき内容をまとめ、現地にてそれらを確認・測量し、その結果を受けて数値地形図データを再度修正するものとする。

2) 縮小編纂レベル 10000

1) で作成した修正済み数値地形図データを縮小変換及び編集し、以下の内容を基本とし、発注者と協議の上、数値地形図データファイルレベル 10000 を作成するものとする。

- ①レベル 2500 数値地形図におけるコード体系に準拠した地形地物の間引き
- ②注記および記号等のサイズ調整、再配置、重複注記の削除
- ③注記判読が困難な箇所の修正
- ④印刷用データとして PDF ファイルの作成
- ⑤統合型 GIS への搭載可能な Shape 形式データの作成

3) 縮小編纂レベル 25000

2) で作成した数値地形図データファイルレベル 10000 を縮小変換及び編集し、以下の内容を基本とし、発注者と協議の上、数値地形図データファイルレベル 25000 を作成するものとする。

- ①レベル 2500 数値地形図におけるコード体系に準拠した地形地物の間引き
- ②注記および記号等のサイズ調整、再配置、重複注記の削除
- ③注記判読が困難な箇所の修正
- ④印刷用データとして PDF ファイルの作成

⑤統合型 GIS へ搭載可能な Shape 形式データの作成

4) 都市計画関連等データ修正

- ①修正された都市計画基本図データ（地図情報レベル 2500）と既存の都市計画関連等データを重ね合わせて予察を行い、都市計画基本図データ修正に伴う都市計画関連等データについて修正を行うものとする。
- ②都市計画関連等データ修正後、縦覧図および総括図として、各 1 部出力すること。
- ③縦覧図および総括図の印刷用データとして、各縮尺、各図郭の PDF ファイルの作成も行うものとする。

5) 測量成果検定

本業務における都市計画基本図データについては、公益社団法人日本測量協会または、それに準ずる第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定証を成果物に添付して提出するものとし、合格までの手続きに必要な費用は受注者が負担するものとする。なお、検定の対象は 2 図郭（全体の 2%である 3 km²）とし、検定対象図郭の選定は、発注者の指示によるものとする。

6) 製品仕様書作成

本業務において作成する都市計画基本図について製品仕様書を作成するものとする。製品仕様書は、発注者受託者協議の上、最終的な内容を決定し、とりまとめるものとする。作成する成果品は製品仕様書に基づき作成すると共に、規定するデータ品質を満たしているかを品質評価手順に基づき評価するものとする。評価の結果、品質要求を満たしていない項目が発見された場合は、適宜修正を行うものとする。

(2) 防犯灯 GIS データ整備

発注者から借用する位置図・台帳情報を整理し、統合型 GIS で管理するデータを取りまとめる。

- 1) アナログ管理を行っている防犯灯の位置データの入力、属性情報のデータの入力を行う。現地での確認は行わないものとする。
- 2) 統合型 GIS にて発注者が管理できるように、防犯灯の位置及び属性データの整理を行うこと。

(3) 農業振興地域及び農用地区域情報のデータ整備

- 1) 紙ベースの地図で管理している農業振興地域及び農用地区域を地番図ベースで管理できるようにデータ整備を行う。
- 2) 農用地区域資料及び個別申出による計画変更に関する資料、地番図データ等を基に現況農用地区域データの作成を行うものとする。なお、確認が必要な箇所については、発注者との協議の上、区域を確定するものとする。
- 3) 令和 6 年度中に計画変更手続きを進める更新箇所について、発注者の指示に

従い、変更箇所図（縮尺 2500 分の 1）の作成を行うものとする。

- 4) 農業振興地域整備計画の附図として、発注者と協議の上、土地利用計画図を農業振興地域制度に関する参考様式集（令和 5 年 4 月農林水産省農村振興局農村政策部）に基づき作成するものとする。また、発注者が窓口対応で利用できる縮尺 2500 分の 1 の図面を作成するものとする。

(4) その他データ整備

別紙 1「搭載データ一覧」に記載のある地図情報（前述（1）～（3）は除く）について、貸与された提供形式をもとに、データ整備を行う。なお、現地での確認は行わないものとする。

2 1. 統合型 GIS・公開型 GIS システム要件

(1) 統合型 GIS の構築

1) 基本要件及び機能要件

- ①統合型 GIS は、LGWAN-ASP サービスリストに登録されているシステムであること。また、統合型 GIS と公開型 GIS 用のインターネット側サーバーは分離した運用とするが、セキュアで円滑な連携を実現すること。
- ②本システムの基本要件及び機能要件は「統合型 GIS 構築要件一覧（様式 6-1）」に記載されている全ての必須要件を満たすこと。（代替案での対応も可）

2) システム環境構築・初期設定

受注者は、システム構築・データセットアップに先立ち十分なシステム検証を実施した上で、本システムを稼働させるために、動作環境の設定・調整を行うものとする。

3) データベース構築

統合型 GIS の構築にともない、データベースの構築は以下のとおりとする。

- ①本業務を実施するにあたり、システムに搭載するデータは別紙 1「搭載データ一覧」のとおりとする。
- ②発注者は搭載データを Shape 形式等汎用的なデータ形式にて受注者に貸与するものとする。貸与するデータは変換を行ってもよいが、データの破損および改変等が起こらないよう細心の注意のもとに作業を行うこと。また、受注者はこれらの搭載データについて最終更新日のものをシステムにセットアップすること。
- ③Shape ファイル形式以外の情報については、受注者により、システムに登載可能なよう、データ化をするものとする。ただし、ベンダー独自の形式で、変換不能であるものを除く。
- ④施設等の情報に関しては、地図データではなく、住所情報を含むテキストデータで提供する場合がある。その際は、受注者のもとで住所情報より GIS データを作成すること。なお、最終的な位置の確定に関しては、本市の確認後に行うものとする。

- ⑤統合型 GIS を利用するユーザー情報を登録するものとする。なお、ユーザー情報は発注者がデータで準備し受注者に貸与するものとする。受注者は貸与されたユーザー情報を基に下記の設定を登録するものとする。

4) 動作検証・確認

- 3) までの環境設定、データセットアップを行った後に運用試験及び業務遂行の検証を行い、正常動作を確認するものとする。

(2) 統合型 GIS の運用・保守

1) サービス運用体制

本サービスの運用方法等については、下記のとおりとする。

- ① 統合型 GIS 稼働時間について
原則 24 時間 365 日とする。
- ② システムメンテナンスについて
システムメンテナンスを実施するために一時的にシステムを停止する際は、停止の 2 週間前までに内容および期間を予告周知するものとする。ただし、緊急時を除き発注者の就業時間内の時間停止は行わないものとする。
- ③ システムの操作方法等、職員（システム管理者）からの問い合わせの窓口を設けること。また、FAQ を作成し、定期的に更新や追加登録を行うこと。
- ④ 適宜バージョンアップに対応すること。また、その際に必要となる作業は保守作業の範囲内で行うこととし、別途費用が発生しないこと。
- ⑤ アクセスログ報告
 - (ア) 本システムに対するアクセス状況を集計、整理し、アクセスログ報告書として、毎月 1 回報告するものとする。
 - (イ) 本業務終了時においては 1 年間のアクセス状況を取りまとめて、年間のアクセスログ報告書を作成するものとする。
 - (ウ) アクセスログに関する項目は、協議の上、決定するものとする。
- ⑥ 災害時の利用について
発注者と受注者との協議の上、同時アクセス制限解除や遠隔ログインなど、災害対応に有効な利用について、一時的な設定変更を行うものとする。
- ⑦ データ更新
別紙 1「搭載データ一覧」に記載のとおり、発注者から提供するデータの更新（差し替え）を行うこと。また、座標系の変換が必要な場合は、適宜変換すること。詳細は発注者と受注者で協議により決定するものとする。

2) マニュアル作成

システム運用に必要なシステム運用マニュアル（障害対応マニュアル・運用保守体制・保守範囲含む）及び操作マニュアルを作成すること。この際、操作マニュアルの要点をまとめた簡易版マニュアルを内容協議の上、作成すること。

3) 職員研修

システム公開前に職員に対する操作研修を十分に行うこと。

4) 障害対応

- ① システム障害が発生した際には、ただちに発注者へ報告するとともに、職員や住民等の利用に影響が出ないように速やかに対処すること。システム保守体制として、遅くとも 24 時間以内に対応することが可能であること。
- ② 障害復旧後、障害の原因、対策方法等を取りまとめて報告書を作成するとともに、その内容について発注者に速やかに報告すること。
- ③ 重大なシステム障害が発生したときは、緊急事対応の問い合わせ窓口(24 時間 365 日対応)を設けること。

(3) 公開型 GIS の構築

1) 基本要件及び機能要件

公開型 GIS の構築における基本要件及び機能要件は「公開型 GIS 構築要件一覧(様式 6-2)」に記載されている全ての必須要件を満たすこと。(代替案での対応も可)。

2) システム環境構築・初期設定

受注者は、システム構築・データセットアップに先立ち十分なシステム検証を実施した上で、本システムを稼働させるために、動作環境の設定を行うものとする。

3) データベース構築

公開型 GIS の構築にともない、データベースの構築は以下のとおりとする。

- ① 本業務を実施するにあたり、システムに搭載するデータは別紙 1「搭載データ一覧」のとおりとする。発注者は搭載データを Shape 形式等汎用的なデータ形式にて受注者に貸与するものとする。貸与するデータは変換を行ってもよいが、データの破損および改変等が起こらないよう細心の注意のもとに作業を行うこと。また、受注者はこれらの搭載データについて最終更新日のものをシステムにセットアップすること。
- ② Shape ファイル形式以外の情報については、受注者により、システムに登載可能なよう、データ化をするものとする。ただし、ベンダー独自の形式で、変換不能であるものを除く。
- ③ 施設等の情報に関しては、地図データではなく、住所情報を含むテキストデータで提供する場合がある。その際は、受注者のもとで住所情報より GIS データを作成すること。なお、最終的な位置の確定に関しては、本市の確認後に行うものとする。
- ④ テストサイト
 - (ア) 本サービスを開始するにあたって、テストサイトを構築し、非公開による内部検証を行うこと。
 - (イ) その際、動作、表示内容等に不具合が発生した場合には、本サービス開始までに改善すること。
 - (ウ) テストサイトは、関係者以外のアクセスを防止するため、ID 及びパスワードによる認証機能を設定すること。また、本市以外からのアクセスを制限するよう、指定 IP アドレス以外のアクセス規制を行うこと。

(エ) 本システムの運用開始後においては、データの更新時又はシステムの設定変更時等の事前確認用として引き続き使用すること。

4) 動作検証・確認

前項までに環境設定、データセットアップを行った後に運用試験及び業務遂行の検証を行い、正常動作を確認するものとする。

(4) 公開型 GIS の運用・保守

1) サービスの運用体制

本サービスの運用方法等については、下記のとおりとする。

- ① 公開型 GIS 稼働時間について
原則 24 時間 365 日とする。
- ② システムメンテナンスについて
システムメンテナンスを実施するために一時的にシステムを停止する際は、停止の 10 日前までに発注者の承認を受けた上、5 日前までに内容および期間を予告周知するものとする。ただし、緊急時を除き発注者の就業時間内の時間停止は行わないものとする。
- ③ オンラインマニュアルについて
サービス利用者には操作方法を記載したオンラインマニュアルページを用意すること。
- ④ 適宜バージョンアップに対応すること。また、その際に必要となる作業は保守作業の範囲内で行うこととし、別途費用が発生しないこと。
- ⑤ アクセスログ報告
(ア) 本システムに対するアクセス状況を集計、整理し、アクセスログ報告書として、毎月 1 回報告するものとする。
(イ) 本業務終了時においては 1 年間のアクセス状況を取りまとめて、年間のアクセスログ報告書を作成するものとする。
(ウ) アクセスログに関する項目は、協議の上、決定するものとする。
- ⑥ データ更新
別紙 1「搭載データ一覧」に記載のとおり、発注者から提供するデータの更新（差し替え）を行うこと。また、座標系の変換が必要な場合は、適宜変換すること。詳細は発注者と受注者で協議により決定するものとする。

2) 障害対応

- ① システム障害が発生した際には、ただちに発注者へ報告するとともに、職員や住民等の利用に影響が出ないよう速やかに対処すること。システム保守体制として、遅くとも 24 時間以内に対応することが可能であること。
- ② 障害復旧後、障害の原因、対策方法等を取りまとめて報告書を作成するとともに、その内容について発注者に速やかに報告すること。
- ③ 重大なシステム障害が発生したときは、緊急事対応の問い合わせ窓口（24 時間 365 日対応）を設けること。

22. 成果品

(1) 成果品

受注者は、成果品として以下の内容を納品することとする。(書類1部、電子媒体1部)なお、内容等については本市と事前に協議を行うこと。また、電子媒体の形式等については、本市が指定する様式とする。

- | | |
|------------------------------|-------------|
| 1) 都市計画基本図データ レベル 2500 | |
| ①数値地形図データファイル DM 形式 | 1 式 |
| ②数値地形図データファイル Shape 形式 | 1 式 |
| ③数値地形図データファイル PDF 形式 | 1 式 |
| ④品質評価表 | 1 式 |
| ⑤メタデータ | 1 式 |
| 2) 都市計画関連データ Shape 形式 | 1 式 |
| 3) 防犯灯データ Shape 形式 | 1 式 |
| 4) 農業振興地域及び農用地区域データ Shape 形式 | 1 式 |
| 5) その他本業務で整備・搭載するデータ | 1 式 |
| 6) 統合型 GIS | 同時 15 ライセンス |
| 7) 住宅地図データ | 同時 10 ライセンス |
| 8) 公開型 GIS | フリーライセンス |
| 9) システム運用マニュアル | 1 式 |
| 10) システム操作マニュアル (簡易版含む) | 1 式 |
| 11) 各種研修資料 | 1 式 |
| 12) 協議記録簿 | 1 式 |
| 13) 作業報告書 | 1 式 |
| 14) その他本業務で発生した成果品 | 1 式 |

※各種ドキュメント等の書類は Word、Excel、PDF 形式等の電子データでの納品も行うこと

(2) 成果品の検査・納品

本業務の成果品については、管理技術者立会いの上、本市の検査を受けるものとする。前項の成果品は、本市の検査完了後、納品とする。

(3) 成果品の瑕疵

納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、本市の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行うものとする。保証期間は納入後 1 年とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、受注者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正するものとする。

(4) 納入場所

本業務の成果品納入場所は、小野市 総合政策部 企画政策グループとする。

【別紙1】搭載データ一覧

○ 搭載データ一覧 (必須)

番号	地図情報の名称	提供形式	更新頻度	統合型 GIS 搭載	公開型 GIS 搭載	備考 (データ登録件数や地図枚数)
1	航空写真	TIFF	3年に1回	○	×	—
2	地番参考図	Shape	年1回	○	○	—
3	小中学校区	紙	不定期	○	×	8小学校、4中学校
4	防犯灯データ	紙 Excel	随時	○	×	5,581灯(2/29現在)
5	水道台帳図	Shape ワールドファイル	年1回	○	○	
6	下水道台帳図	Shape ワールドファイル	年1回	○	○	
7	内水浸水想定図	Shape	不定期	○	○	R6年度策定予定
8	都市計画区域	Shape	不定期	○	○	
9	用途地域	Shape	不定期	○	○	
10	都市計画道路	Shape	不定期	○	○	
11	地区計画区域	Shape	不定期	○	○	
12	土地区画整理事業区域	Shape	不定期	○	○	元データから数件程度の追加が必要な可能性あり
13	その他の都市施設	Shape	不定期	○	○	元データから数件程度の追加が必要な可能性あり
14	盛土規制区域	PDF	不定期	○	○	1箇所(市内全域)
15	緑条例指定区域	紙	不定期	○	○	3種類の区域(計50箇所程度)
16	特別指定区域	Shape	5年に1回	○	○	48件
17	公園	紙	不定期	○	○	42箇所
18	認定路線網図	Shape	年1回	○	○	
19	道路台帳図	Shape	年1回	○	△	
20	施設位置図	Shape	年1回	○	△	
21	DM地形図(1/1,000)	Shape	年1回	○	○	
22	農業振興地域及び農用地区域データ	紙	年2回	○	×	約800枚

23	森林計画図	県データ	不定期	○	○	受注者が 県データを取得
24	ハザードマップ (浸水想定区域図)	Shape	5年に 1回	○	○	受注者が 県データを取得
25	ハザードマップ (土砂災害警戒区域)	Shape	5年に 1回	○	○	受注者が 県データを取得
26	ハザードマップ (土砂災害特別警戒区域)	Shape	5年に 1回	○	○	受注者が 県データを取得
27	ハザードマップ (土石流危険渓流)	Shape	5年に 1回	○	○	受注者が 県データを取得
28	ハザードマップ (山腹崩壊危険区域)	Shape	5年に 1回	○	○	受注者が 県データを取得
29	ハザードマップ(急傾斜地 崩壊危険箇所)	Shape	5年に 1回	○	○	受注者が 県データを取得

○搭載データ一覧(予定)

番号	地図情報の名称	提供形式	更新 頻度	統合型 GIS 搭載	公開型 GIS 搭載	備考 (データ登録件 数や地図枚数)
1	らんらんバスルート	テキスト (GTFS)	年1回	○	○	11 ルート
2	らんらんバス停留所	テキスト (GTFS)	年1回	○	○	停留所 175 箇所
3	選挙ポスター掲示場データ	Excel 形式	不定期	○	○	198 箇所
4	認可保育所	紙 Excel 形式	年1回	○	○	14 箇所
5	学童保育	紙	年1回	○	○	9 箇所
6	児童館	紙	年1回	○	○	1 箇所
7	介護事業所	紙	年1回	○	○	約 100 箇所
8	障がい福祉サービス事業所	PDF 形式	随時	○	○	約 30 箇所
9	小学校及び中学校の通学路	紙	不定期	○	×	17 枚
10	防犯カメラデータ	紙 Excel 形式	年1回	○	×	41 箇所 42 基
11	カーブミラーデータ	紙 Excel 形式	随時	○	×	約 2,000 箇所
12	AED 設置位置	紙 Excel 形式	不定期	○	○	約 150 箇所
13	消防本部(署)、分署、消 防団拠点、水防倉庫、砕石 置場	紙 Excel 形式	不定期	○	○	約 70 箇所
14	消防水利(防火水槽・飲料 水兼用・消火栓)位置	紙 Excel 形式	随時	○	○	約 2,000 箇所
15	ごみステーションデータ	紙 Excel 形式	年1回	○	×	約 700 箇所

16	危険度判定済み空家データ	紙 Excel 形式	年1回	○	×	約 600 件
17	農地台帳	Excel 形式	年1回	○	×	約 28,000 筆 (農林水産省 eMAFF 農地ナビを イメージ)
18	災害時市民開放井戸	紙 Excel 形式	随時	○	×	155 箇所
19	指定避難所 (指定緊急避難 場所)	紙 Excel 形式	随時	○	○	29 箇所
20	指定緊急避難場所	紙 Excel 形式	随時	○	○	6 箇所
21	地域避難場所	紙 Excel 形式	随時	○	○	103 箇所
22	福祉避難所 (協定による民 間施設)	紙 Excel 形式	随時	○	○	10 箇所
23	要配慮者利用施設	紙 Excel 形式	随時	○	○	17 箇所
24	防災備蓄倉庫・分散備蓄倉 庫	紙 Excel 形式	随時	○	○	20 箇所
25	防災関係機関	紙 Excel 形式	随時	○	○	16 箇所
26	指定文化財	Excel 形式	不定期	○	○	50 箇所
27	周知の埋蔵文化財包蔵地	PDF 形式 紙	年3回	○	○	約 600 箇所
28	歴史公園	Excel 形式	不定期	○	○	5 箇所

※搭載データ一覧 (予定)」に記載のある地図情報の中で、本業務の提案限度額内でデータ整備の対応ができないものがある場合、対応できない地図情報毎の見積費用を見積書に計上すること。